

令和4年

総務委員会

9月12日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和4年9月12日

午前10時00分 開会

午前11時41分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	いとう ひろし
委員	ごとう 学	委員	宮本 英彦
委員	鵜飼 貞雄	委員	ふじえ 真理子
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
健康福祉部長	中村 泰正	秘書広報課長	馬場 千春
企画政策課長	青木 由美枝	公共施設管理課長	中田 勝次
情報システム課長	長野 直之	財政課長	萩野 昭久
総務課長	山田 隆貴	防災防犯対策課長	堅田 直寛
税務課長	加藤 健治	債権管理課長	小川 正寿
市民協働課長	松本 小牧	子育て支援課長	松村 清子

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	近藤 郁子
月岡 修一	毛受 明宏	近藤 千鶴	近藤 善人

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○総務委員長（青木 亮議員） 皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は3つの議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 議案は3件ですが、議案の終了後に請願がありますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。なお、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第57号 財産の買入れについて（救助資機材搭載型積載車）を議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第57号、財産の買入れについて御説明させていただきます。

1、物品名、救助資機材搭載型積載車。

2、納入場所、豊明市消防団。

3、数量、2台。

4、買入金額、2,750万円。

5、買入先、名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社、代表取締役、小野寛利。

6、契約の方法、6社の指名競争入札。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第57号について、1点お願いします。

過去にも同様な議案が何回も出てきて審議されております。本議案に関しても、内容であるとかいきさつ、同様というふうに考えてよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 昨年同様でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 昨年も一昨年も積載車を購入しておるわけですがけれども、ちょっと確認をしたいんですけれども、この積載車に搭載される機材、可搬ポンプとか、昨年度ので見るとエンジンカッター、チェーンソーというようなことですがけれども、それでいいのか、そのほかにもまだ何かあるのかということと、それから、これ、車がある程度改造されておるのかどうかよく分かりませんが、ベースになる車はどういう車かということと、それから、それぞれのおおよその見込み、市のほうで見込んでいた金額がどのくらいかということ、これはアバウトで結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、積載ですけども、今お話がありましたやつ以外にも、担架とか、牽引ロープとか、救急セットとか、そういったものも搭載しております。また、作業灯ですとか標識灯、電動サイレンとかそういったことで、救護のほうに対応できるような形にさせていただいております。

あと、車のベースにつきましてはトヨタの、ごめんなさい、ダイナになります。

あとは、3点目が、金額ですか。おおよそでは2,800万ほどになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 2,800万ということは分かっておるんですけど、いろんな機材とかベースになる車があるわけですので、その主なもののおよその積算額が幾らを見込んでいたかということをお教えいただきたいということです。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） ごめんなさい、今の話につきましては全部仕様書に、こちらのほうに載せさせていただいて、細かく一点一点ということではちょっと今手元に資料はございません。分かりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 確認ですけれども、これで全ての7分団に全て積載車が入ることによかったでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらのほうで、今年度で最終という形になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 救助資機材ということなんですけれども、これ、消防団の車ですよ。それで、ここの平和機械株式会社さんの、自治体で入札で落とされた資料といいますか、ネ

ットの資料を見ますと、それぞれの自治体によって、例えば小型動力ポンプつき積載車とか、資機材搬送車とか、そういう名称がいろいろあるんですけど、この救助資機材搭載型積載車というのは、一般的にこういう名前をまず呼ぶんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 正式には、こちらのほうの救助資機材型搭載車というのは豊明市のほうで名づけさせていただいておりますので、他市町さんと内容についてはほぼ変わらないと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ですよ。この名前、どう見てもほかの市町にないものですので、豊明独自の名前という理解でよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そのとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということでいきますと、他自治体との入札といいますか、金額比較してもばらばらなんですけれど、ばらばらだということは、積載車に乗っかるその機材がそれぞれ自治体によって相違しているという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 他市町の消防団の車について、詳細まではこちらでは、当然他市町の状況によって変わってきます。ただ、豊明市につきましては、先ほどちょっと御質問がありましたけれども、今回は消防、本来ですと火災なんですけれども、消防団の役割として救助、救護とか、火災だけではなく水害ですとか地震ですとか、そういったことに今後重きを置きたいということで、このような資機材を選んでおります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 だから、資機材を選ぶのは、自治体によってその独自性があるという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そういうふうに車と資材の組合せで、車、大体1台1,400万弱ぐらいで毎回購入しておるわけですけれども、そういう組合せでこういう額になっておるので、その内訳が全く分からないという答弁ではちょっと納得しかねるので、およそ、主なものがおよそ幾らで見積もっていたかということは答えていただきたいと思いますが。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほど、ごめんなさい、繰返しになりますけど、現在手元ございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 手元になれば調べてもらって、後で説明していただければ結構ですので、そのようにお願いしたいと思いますが。

○総務委員長（青木 亮議員） 後で出ますか。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） じゃ、すみません、後ほどお答えさせていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） では、後ほどということで。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 6者の指名競争入札、前年は7者だったと思いますが、これは指名競争入札ですので、指名届の出ている業者の中から選んでいるのかなと思いますけれども、ほとんど同じような業者が並んでおりますけれども、指名届が出ておる業者は何者あって、どういう基準でこの6者が、どういう理由でこの6者が選ばれたかということについての御説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 7者から6者に減ったということですかね、まず。こちらにつきましては金額が7者……。

（それはいいですの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 指名させていただいたのは今回6者なんですけど、それ以外にも数者ございます。ただ実績、私ども、昨年度の実績とか他市町の実績等を勘案して、6者を選定させていただいております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私の記憶違いだったら申し訳ないですけども、たしかこの積載車、今回で全分団に行き渡るということですがけれども、最初にこの規格でないものが寄附されたというような記憶があるんですけども、それはどうなったんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） ごめんなさい、もう一度、すみません、お願いします。

（総務省からもらったやつの声あり）

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そういう意味ですか。すみません、分かりました。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回車両を替える分の6分団のお話だと思います。そちらにつきましては、今後ですけど、まだ検討段階なんですけども、本部ですとか、そういう形で使用させていただこうと思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この車の購入に関しては、緊急防災でしたかね、何かで70%交付税算入ということが前のときにはあったかと思っておりますけれども、今回はその点についてはどのようなになっているのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今おっしゃっていただいたとおり、緊急防災減災事業債は活用させていただいております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その起債の償還金が交付税の10億に算入されているかどうかということをお聞きしたんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 交付税の需要額のほうに今後算入されます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほど御質問ありまして、後ほどという形のお話があった件について御説明させていただきます。

おおよそ車両としましては700万円程度となっております。それ以外につきましてが資機材分という形になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は全会一致により原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 議案第60号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業に関する法律及び人事院規則等の改正に伴い改正する必要があるからでございます。職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

を図るため、国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本市職員の育児休業等に関する制度について改正を行うものでございます。

それでは、議案内容の説明をいたしますので、議案第60号参考資料の新旧対照表を御覧ください。

主な改正内容としましては、第2条第4号で、非常勤職員の育児休業について、子の出生後57日間の期間内に育児休業を取得しようとする場合の要件緩和、第2条の3及び第2条の4では、非常勤職員の子が1歳以降に配偶者と交代して育児休業を取得できるよう、柔軟な取得を可能とするものです。また、第3条では、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることに伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情について、育児休業等計画書により申し出た場合を削除する等であります。

附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この育児休業を取るために、従来は1歳6か月までの任期が必要だったけれども、6か月、プラス57日になるんですかね、というような、そういう理解でよろしいでしょうか。短縮されたという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 委員のおっしゃるとおりです。従来までは1歳6か月になるまでの任期があることということで定めておりましたが、子どもの出生から57日プラス6か月間、約8か月間の任期があれば育休を取得できるようになりました。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと分かりやすいように具体例で聞きますけれども、今おっしゃったようなことであるとすると、例えばですけれども、採用後1か月で妊娠したと。そうすると、10か月たって11か月で生まれるということになるわけですがけれども、会計年度任用職員は1年契約ですので、そうするとあと残りは1か月しかないということになって、せっかく6か月に短縮されても救済されないということになってしまうように見えるんですが、それはそういうことなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 育児休業を取得することができないのは、任期が満了することが明らかな場合です。任用通知中に更新の有無欄で再度任用しない旨の明示をしていない場合には、任期の更新がないことが確実とは判断されないと解釈しておりますので、そのまま継続ということになるかと思えます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それから、先ほど説明でありました、1歳になったら配偶者と交代ができると、その後復帰をすることも、復帰することができるというふうな御説明だったと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現行では、1歳以降の育児休業の開始日は各期間の初日に限られております。各期間の初日でしかお父さんお母さん、夫婦の交代ができませんでした。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、各期間の途中でも交代が可能となります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（手挙げていましたけどの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） だけど、もう言いましたよ。

討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

塚谷議事課長。

○議事課長（塚谷友昭君） それでは、令和4年度一般会計補正予算（第6号）のうち、議事課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出、1款1項1目 事務局事業を68万5,000円増額するものです。これは、議会事務局職員が産前産後休暇及び育児休業を取得するに当たり、代替職員として会計年度任用職員を任用するための費用です。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 続けてお願いします。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 続きまして、議案第61号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出を説明いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをそのままお開きください。

下の枠、一番上の段、2款1項7目 庁舎維持管理事業の需用費は2,241万2,000円の増額です。これは世界的に続いている燃料費の高騰を受け、令和4年6月からの高圧電力等の契約単価が大幅に上昇したことに伴いまして、光熱水費が不足するため増額補正をさせていただきます。

以上で説明終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） では、公共施設管理課所管の補正予算について御説明いたします。

ページ、同じく10ページ、11ページとなります。

同じく下の枠の、今度は2段目です。公共施設管理事業1,590万円につきましては、右の説明欄1行目、共生交流プラザ環境改善工事費965万3,000円は、児童発達センター運営後における改善を要する工事、及びカラットの新たな手すり設置など、安全対策に関する工事に要する費用でございます。2行目、網戸設置工事費624万7,000円は、学校内や勤労会館にあります児童クラブ室、保育園、児童館などに網戸を新設することに要する費用でございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木企画政策課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） それでは、企画政策課所管分について御説明いたしま

すので、補正予算書の同じく10ページ、11ページをお開きください。

2款1項8目 企画費の1 企画事務事業29万2,000円は、民間活用事業推進アドバイザーの報酬及び費用弁償を計上するものであります。その下、2 地域創生事務事業9万7,000円は、電気料金高騰に伴い、前後駅バス待合所の電気料金に不足が生じる見込みであるため、光熱水費を増額するものであります。

以上で説明終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本市民協働課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたしますので、補正予算書の10ページ、11ページ、最下段を御覧ください。

2款1項11目 市民活動推進費は1,683万6,000円の増額です。これは共生交流プラザにおける利用者の安全確保のための対応や施設運営において必要が生じたものについて、購入、整備するための費用を計上するものです。説明欄を御覧ください。消耗品費280万円は体育館用椅子、机、館内の防犯カメラ用モニター、カーテン等、不足する物品の購入費用です。その下、指定管理料372万5,000円は、主にこどもあそび場を中心に、幼児、児童の安全な施設利用のための見守り、対応を強化するためのスタッフを増員する費用です。続いて1枚おめくりください。13ページ上段の共生交流プラザ整備委託料216万3,000円及び営繕工事費166万円は、館内外に不足する案内表示板、防犯カメラの設置等に係る費用です。その下、共生交流プラザ備品購入費648万8,000円は、こどもあそび場の遊具及びこどもあそび場用ロッカー、防犯対策として館内廊下に設置するつい立て、屋外用ベンチ等の物品購入費用です。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、8ページ、9ページ中段を御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金、説明欄、市民活動推進費寄附金5万円は、歳出で御説明いたしましたカラット内こどもあそび場の遊具購入に係る寄附金でございます。

以上で市民協働課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管部分について御説明させていただきます。

予算書は12、13ページでございます。

中段の12目 電算管理費190万5,000円は、市役所庁舎内へのW i - F i 環境の整備費でございます。説明欄、電算関係委託料55万円はL A N 配線等の設置作業に係る委託料です。その下、アクセスポイント使用料17万2,000円は、庁舎内に設置しますアクセスポイントに接続してインターネットを利用する際の利用者認証やログ管理など、運用管理ツールの利

用料になります。備品購入費118万3,000円は、アクセスポイント機器や電源供給機器の購入費になります。

以上で、情報システム課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） では、税務課が所管するものについて御説明をいたしますので、同様に補正予算書12、13ページをお開きください。

12ページ下段、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして25万7,000円を増額して、税務総務費の合計を2億7,505万1,000円とするものでございます。13ページの説明欄を御覧ください。印刷製本費を25万7,000円増額するものでございます。これは来年2月の確定申告より、これまで豊明市の会場において長時間並んでいただき受付を行っていたことを見直しまして、予約制による受付を始めることに伴い、この予約制の周知及び案内のためチラシを作成したく、印刷製本費の増額を提出させていただいたものでございます。

以上で税務課の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 小川債権管理課長。

○債権管理課長（小川正寿君） 続きまして、債権管理課所管の説明をしますので、補正予算書12、13ページ、最下段を御覧ください。

2款2項2目 徴收費、説明欄、過誤納還付金を500万円増額し、徴收費の合計8,645万2,000円とするものでございます。これは、執行状況により過誤納還付金の予算が不足する見込みがあることから、計上したものでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課の所管分について御説明させていただきます。

補正予算書の18、19ページをお願いします。

9款1項4目 災害対策費の右側説明欄、光熱水費63万9,000円は、今年度から備蓄倉庫として使用している旧沓掛保育園と二村児童館の電気料の高騰により予算不足が見込まれるため、増額するものでございます。その下、災害時用資機材購入費63万円は、平成30年度から毎年避難所に災害時用移動式赤ちゃん駅を順番に配備しており、今年度は豊明高校、豊明市防災倉庫に配備するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきますので、8、9ページをお願いします。

17款1項1目 一般寄附金の右側説明欄、災害対策費寄附金50万円は、毎年事業所様より避難所に資機材を配備するために寄附を頂き、9款の災害時用資機材購入費に充当する

ものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。24ページ、25ページをお願いいたします。

下段の13款 諸支出金、1項3目の公共施設建設及び整備基金積立金7,581万円は、生産法人豊明市大脇地区土地改良区様より同額の寄附があったことから、大脇地区土地改良区域内の道路や水路、農水管などの農業用施設の整備や維持管理のための財源とするため積み立てるものです。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、8ページ、9ページにお戻りください。

下段の18款 繰入金の財政調整基金繰入金2億5,827万7,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 ページ数は10、11ページ、4 公共施設管理事業の中の共生交流プラザ環境改善工事費965万3,000円についてお聞きします。

これ、事前の御説明で、児童発達支援センターの利用者が多くて駐車場の拡張ということがあったんですけれども、現在既に満車であるのかということ、あと、ここを利用する方というのは、想像するに保護者の方、あと保育士だとか関係者とかあるんですが、そこを利用する方はどういった方かというのをまずお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 子育て支援課からお答えさせていただきます。

現在満車の状態になっております。駐車場を利用する職員はどنگり、児童発達支援センターどنگりの職員ですとか、あとは、調理のほうは委託しておりますので調理の委託事業者、それから、子育て支援センターの職員の分もでございます。それから、送迎のバスですとか公用車、そして、送迎車の方の保護者向けの駐車スペースとなっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 既に今満車ということですが、今回ビオトープを撤去して整地して10台分を拡張というふうに説明を受けておりますが、この10台で足りるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 10台あれば足りると想定しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 25ページの公共施設関係の積立金の7,581万、これ、先ほどの説明で、大脇土地区画改良区からの寄附金で、それを基金へ積み立てて、将来的かどうかは、そこはちょっと説明なかったんですけど、今後大脇地区の改良区の道路とか水路の整備とか維持管理の財源とするという説明だったんですけど、そういう土地改良区の道路とか水路を改良する場合というのは、その改良区から寄附金をもらうという制度、仕組みになっておるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） そういうわけではなくて、今回寄附金をもらいましたのは、生産法人豊明市大脇地区土地改良区様が解散されましたので、そのときの清算金がありましたので、豊明市のほうに寄附があったということになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 この寄附金を受けるに当たって、寄附金を受けてこういった整備をするということですが、土地改良区と協定なり契約なり、あるいは覚書なり、そういったものは何か結ばれたのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） ちょっと財政課のほうでは、ちょっとそこまで把握をしておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 これ、重要な問題なので、例えば協定書があって、そこでこの寄附さ

れたものについて自治体が工事等を行う、協定書等があれば法的な義務を負うわけですが、もしそれをしなかった場合には、この寄附については、解散されるとなるとどうなるのか分かりませんが、取りやめにするとかというような、そういうような条件を記したものが何かあるんじゃないですか。何もないんですか、これ。

○総務委員長（青木 亮議員） 担当課が少し違うかと思いますが、ごとうさん、どうでしょうか。農業農政。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 農政に関わることを聞きたいんじゃないかと、財政上の扱いで、これが負担つき寄附にならないかどうかということを経査したいので、それで財政に聞いておるわけです。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

それじゃ、副市長。

○副市長（土屋正典君） 今、ごとう委員がおっしゃったような負担つきの寄附と、そういった話ではございませんでして、要は寄附を頂くに当たって、将来的にそういった部分に関して、豊明のほうで使ってもらえればということで御寄附頂いたということで認識しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 市長の入室を許可願います。

○総務委員長（青木 亮議員） それじゃ、市長の入室を許可してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） じゃ、市長、入室お願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） ちょっと補足します。

この大脇土地改良区の担当課は農業政策課で、農業政策課長がここにおりませんので、自分が代弁させていただきます。自分も協議に参加させていただいておりますので。

今回寄附頂いて、向こうの希望として、倉庫と言われているんですけども、そもそも大脇土地改良区が清算される法人なものですから何も財産を持たない状態にあります。言われていることは、もう既に、以前に、大脇土地改良区のほうから市のほうに移管されている水路だとか道路についての管理をきちんとやってくださいねということだけでございまして、だからある意味、当たり前市のほうとしては管理しないといけない財産について、

ちゃんと管理してくださいねということだけであって、何か制約を受けるだとか、何か覚書を結ばないといけないとか、そういったことは一切ございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 11ページの2款 総務費、1項 総務管理費の最上段の庁舎維持管理事業の光熱水費2,241万2,000円は、全体で何割相当の高騰というか、値上げ分を見込んでいるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 今の御質問、市役所全体でという形でもよろしいでしょうか。

市役所全体ではおおよそ4割から5割ぐらいの高騰という形で見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけれど、ほかの部署も全て光熱水費が補正予算に上がっていますけれど、その予算の積算根拠というか、それは今の回答でいくと、予算の4割、5割をプラスしてここに上げてあるという理解でもよろしいんですか。それかほかに、例えば何かこういう方程式があって、それに基づいて各部署、その金額を予算計上していますというような何かあるのでしょうか。あるいはそれぞれの部署が、銘々それぞれの方程式に基づいて計上されているのか。そこら辺についてお伺いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 委員のおっしゃられたとおり、一定の方程式というか、計算式のものを総務課のほうから提示しまして、それに基づいて計算をしております。簡単に説明をさせていただいてよろしいですか。

電気料金につきましては、1キロワット当たりの契約電力、あとは1キロワットアワー、実際使った電気量ですね、それに対しての単価が決まっております。あと、それプラス再生エネルギー賦課金というものが1キロワット当たり、これは使った量に対してかかってくるものです。あと燃料調整費、こちらにつきましても使った量に対してかかってくるものです。これを計算をしまして積算をするんですが、その積算根拠となっている数字というのは、一昨年度、令和3年度は1年分の実績が出ておりますので、その金額を見越し

て各課で積算をしていただいております。それが先ほどのおおむね大体4割から5割増しぐらいという計算になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 公共施設管理事業の先ほどのプラザの駐車場の件ですけれども、駐車場が満杯というようなことで、事情はよく分かるんですけれども、これ、ビオトープを廃止して駐車場にするというようなことですけれども、このプラザの敷地内における緑地面積の割合というのはこれで減ると思いますけど、どのくらいになるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） すみません、把握しておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかに。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 学校の敷地の緑地を何%にしなければならないという条例上の縛りはありませんけれども、市は工場等に対して、この前割合を下げましたけれども、下げても20%は義務づけておるというわけで、市が市の施設について緑化の割合というのはある程度考えていくべきことではないかなと思いますが、そういう点についての検討は今回はされなかったということでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） そういったような観点からの検討しておりません。それで、なくすところがビオトープで、ほとんどが池といいますか、緑地じゃないものですから、自主的なそういった緑地率とか、そういうふうにこだわっておみえになるのであればとしても、そこへは影響はないと、こういうふうに理解しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連で、駐車場10台分ということでしたが、仮にビオトープを撤去ではなくて、ビオトープをちっちゃく縮小して何台か増やすという、ビオトープを残すようなそういう協議の検討をされた上での今回の議案なののでしょうか。それとも、はなから10

台確保するために取るというふうなんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） このたびビオトープをなくすというのが、どんぐりに通っていらっしゃる保護者の方から、お子さんが何かと、水のあるほうはやっぱり興味がありますので、そちらのほうに行ってしまうというお話をまずいただきました。そういった安全面を考えて、ビオトープはこのたびなくしてはどうかというふうなところから始まったお話でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の水での安全面ということですが、例えばそこで、分からないですけど、ネットをかけるだとか、そういった検討はされましたか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 現状も子どもさんが入らないように白い柵は設けております。ただ、ちょっと粗い柵になっておりますので、気をつけて見守っているような状況でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 企画事務事業のところの民間活用事業推進アドバイザーの報酬ですけども、これは何回分がここに計上されているのか。それから、これで何を審査するのか。それから、これ、アドバイザーというふうで上がっておりますけれども、ほかの委員の報酬はこの中には入っていないという、そういうことなのでしょうか。以上3点、お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） まず、何回分かということですが、12回分でございます。

次の審査をするというようなことなんですけど、アドバイザーは審査をするのではなく、PPP、PFI自体が大変専門的な知識を要するようなものになるものですから、そちらのほうについてアドバイスをしていただくというような、そういうような方をお願いをするというものですので、審査だとかというのには参加するわけではございません。

最後、ほかの委員会の委員はということなんですけど、今回は委員の報酬は含まれておりませんので、あくまでもアドバイザーの報酬として12回分を計上しているものでございま

す。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 審査という言葉の使い方がちょっとまずかったかもしれませんが、要はこのアドバイザーに、何についてアドバイスを、どういうことについてアドバイスをいただくことになるのかという具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 実際、民間活用を検討していくというようなプロセスの中で、初期の段階なのであれば事業構想等の検討だとか、そういったことをするに当たって必要な、こちらのほうが持っていないような知識についてアドバイスをしてもらおうというようなことが初期段階のお願いをすることになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 どうも隔靴搔痒でちょっと分かりにくいんですけど、事業を構想するという事は、何かの事業についてアドバイスをいただくということだと思うんですが、それが何かということをお聞きしておるんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 今回について想定をしているのは、現在想定しているのは、福祉体育館と老人福祉センターの指定管理者の更新が近づいてまいりましたので、そちらのほうについての更新に当たるときのアドバイスをいただくというようなことになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 先ほどの11ページの2款 総務費、1項 総務管理費の庁舎維持管理事業の4割から5割の光熱費が上がるということなんだけど、これ、一般の会社で4割から5割電気代が上がったら、これ、大変なことだと思うんですね。その下のほうにある駅の待合室の電気代9万7,000円、これも4割から5割上がっているんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） お答えする前に、ちょっと1つだけの訂正を入れさせていただきます。

先ほど、4割から5割という、ちょっと分かりにくい表現をしましたが、意味合いとしては一緒ですけど、約倍という形で、倍という形の表現にさせてください。

今、委員のほうから御質問ありました、民間の会社だったら大変なことになるということなんですけれども、市役所、民間の会社でも市役所でも一緒ですけども、電気ということは止めることはできませんので、値段は上がってしまっておるんですけども、補正予算をお認めいただいて、業務のほうを継続させていただければと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 駅のほうは。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 電力のほうなんですけれども、今回約倍という表現をしておりますが、令和3年度、実は昨年度、尾三連携の枠組みの中で電力を使っていた場合、およそ、市役所の電気料金としまして、地元の大手電力会社の標準価格よりも40%以上の削減率というものを受けておりました。この6月からの電気の新しい契約につきましては、先ほど冒頭でも説明しました、全世界的な高騰を受けまして、電力のほうの単価のほうが地元の大手の電力会社とほぼ同じ額まで上がってきたため、金額のほうが約倍になってしまったという、定価に戻った状態ですね、そういった表現になると思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 光熱水費に関連して、指定管理に出しているこのカラットの光熱水費というのは上がってないんですが、その辺は御説明願います。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） カラットの光熱水費につきましては、こちらのほうが昨年度の実績がありませんので、余裕を見越して予算を計上しております。ただ、まだ開館して4か月しかたっておりませんので、1年間の総使用量が見込めないで今回は提出しておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書の12、13の辺りですかね、同じくカラットの整備委託料とか工事費とか備品購入の辺りになるんですけども、最初の御説明でいろんな表示板の設置だとか、あと何だったかな、体育館のラインだとかいろいろあったんですけども、

これ、設計の段階で、少し想像力を働かせれば対応できたかなというふうには感じたんですが、その点についてはどうなのでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） カラットにつきましては、これまで体育館や文化会館等、直営の施設を指定管理に移行したわけではなく、全く新しいコンセプトで多様な世代が利用できるフリースペースをたくさん設けた施設でございます。ですので、運営上どのような対応が必要かということは、始まってみないと分からないというところが多分でございます。そうしましたところ、出てきました課題について素早く検討を行い対策工事、そして改善していくという、言わばP D C Aを回していくということが、本施設については大変重要なことというふうに考えております。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、椅子や机とか、カーテンとか、ベンチとか、いろいろ具体的におっしゃられたんですけれども、そういった利用者からの要望であったり、関係する方からの要望があったら、市の負担で、はい、購入します、はい、設置しますという、そのところの線引きというのはどういったものなのでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、特に貸し館備品でございますが、指定管理者が今後交代しても、施設内に各部屋に標準的に備えられていることがふさわしい物品については、市が整備して部屋の利用料金に含まれるという扱いにさせていただき、そして、指定管理者が調達する付加的な物品については、別途有料等で貸し出す整理としております。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じく13ページの交流プラザの備品の関係ですけれども、確かに新しい施設ですので気がつかなかったということは、これは一般の家庭で家を造ったときでも後からそういうことは幾らか出てきたりするので、ある程度は理解できますけれども、遊具などはこの施設の魅力を高めるものであって、運営のノウハウに関わることではないかなと思います。そういう意味で、指定管理者に負担してもらおうということについては指定管理者と交渉されましたでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、指定管理者の指定管理料につきましては、そうし

た遊具等の整備委託料、整備費用については計上しておりませんので協議しておりません。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、防犯カメラの御説明もありましたが、カラットの中で、何台で設置で、これはカメラというのはモニターですね、誰が見れて、その映像の保存期間だとかそういった、誰がどういう場合に見て、保存期間、幾ら、何日間だよという、そういった取決めというのはどうなっているのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 今回設置します防犯カメラはいわゆるライブモニターでございます。設置場所につきましては全ての各部屋に設置をするということでございます。ですので、保存という考え方ではございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 全ての部屋だと何台分になりますかね、これ。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、貸し館部分については8部屋ございます。そこにフリースペースの各部屋ですので、その合計数になるかと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、遊具などについては指定管理料に入っていないので協議はしていないというようなことですが、そうしますと、今の施設の中で、何かちょっとでも備品とか物品とか要るようになった場合は、これ、市のほうで全て負担するという、そういうことでやっていくということなんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 今後については十分に検討はされていませんけれども、この施設につきましては企業版ふるさと納税等で寄附も募集している施設でございます。そうしたことも勘案しながら、今後の整備については考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これも整備工事に当たるのかな、カラットの関連ですけれども、事前の御説明の中で、いろんな安全対策の中に扉の鍵の位置を変えるとか、あと、黒板を当初学校の雰囲気を残すために温存しておくけど、やっぱり安全のために撤去というのも今回上がっているんですが、これも最初の段階でちょっと考えれば、安全のいろんな、子どもの動線だとか目線だとかというので分かるような気がするんですが、その点についてどういうふうにお考えですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 委員おっしゃる部分も全く否定をするわけではございませんが、やはり実際運営が始まって細々なことを気づかれた中で、拾い上げて計上させていただきますということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 光熱水費について、非常に多額の補正が上がってきておるわけです。それで、これはかかるものは仕方ありませんので、それはそれでいいんですけれども、先ほど、これまで節減分がかなり大きかったということでしたけれども、この今回補正する光熱水費の財源、この予算上では財政調整基金の取崩しということによって上がっておりますけれども、我々が議案説明を受けたときには、取りあえず財政調整基金で充当するけども、コロナの臨時交付金の充当を想定しているというような御説明でしたけれども、そういうことで間違いはないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 事前の説明は私のほうでさせていただいたかと思うんですけれども、この光熱水費について、コロナの交付金を想定しているというお話はしてないかなと思います。ちょっと充てるのは難しいのかなと思っております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案説明のときにはっきりそういうふうには言われましたので、それで質問しておるわけですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 今回5号補正も含めて幾らか、将来的にはコロナの交付

金を充てるというものを出示しております。5号の中で申し上げますとエアコンの関係、そういったものは置き換えていくという説明をさせていただきました。この公共施設の電気料金については、そもそも国のQAでも難しいと思いますので、申し訳ございません、もし私、言っていたら訂正させていただきますけれども、これは当たらないという解釈であります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 2款 総務費のちょっと関係なんだけど、今度は電気代じゃありません。一応、全体的にカラットが当初予定していたよりも開館人数が非常に大きくて、予期しない備品や何か急遽要るようになって補充したり、駐車場も足らなくなって補修したり、警備もつけたりして、そういった感じで、急遽予測していなかった事態が起きてきて今回の補正に上がっているという理解でよかったですでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 根本的な考えを言いますね。

もともと小学校だった施設でした。ここを改修するに当たって、3つぐらいありますかね。まず、無駄な工事はしない。当たり前ですけど、無駄な支出はすべきでない。極力学校の機能をそのまま使ったほうが便利なんだったらそのままのほうがいいので、だから、無駄という観点ではなくて、学校の機能をそのまま極力活用しようという観点が2つ目としてありました。3つ目として、小学校を統合するに当たって、唐竹小学校の在校生の保護者、それから、唐竹小学校出身者の方々から強く、極力唐竹小学校だったイメージを残してくださいというのが、学校統合するに当たっての検討委員会の中で出てきた意見です。

こういった3つのことをあつた状態で、先ほど市民協働課長からありましたけども、フリースペースがとても多い特別な施設になっています。これまで過去、私たちは持ったことがありません。そういった中で、利用の仕方、貸し館のスペースというのはそこを占有する状態にあるものですから、ある意味管理しやすいんですけども、フリースペースの使われ方がどうなるのかは正直言って分かりませんでした。そういったことで、オープンしてからそろえるべきもの、オープンする前からそろえないといけないものというのを一定程度切り分けた状態でやってきました。そういったことで、今回いろいろな形で意見集約だとか、利用者の使われ方とか、そういったことが集約できたので、補正予算としてここです上がってきていると。全体の枠組みとしてはそういった考えの下あります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第61号、一般会計補正予算（第6号）の総務委員会に係る部分について、反対の立場で討論いたします。

一番の反対の理由は、この民間活用アドバイザーの報酬ですか、私どもは民間活用推進について、この推進委員会の条例が出てきたときにも反対をいたしておりますので、このことについては認めることができません。これまで指定管理なり民間委託なり、民活がどんどん進んでおりますが、あまりいい効果は出ていない。慌てずにじっくり考えていくべきだと思います。これが主な理由です。

それから、先ほどプラザの緑地割合は把握していないし意見等もしなかったということですが、市内の工場に20%の緑地を強制しておいて、そういう制約をかけておいて、お手本となるべき市がそういうことについて何も考えてないというのはいかがなものかなというふうに思います。ビオトープが緑地に、厳密な意味で緑地に当たるかどうかは分かりませんが、いわゆる、少なくともアスファルトで完全に舗装されたところよりは自然の残っている、緑地に近い部分だろうと思いますので、そういったものを廃止してまで、緑地の十分取れていない中でこういった工事は進めるべきではないというのが2点目です。

それから、3点目の交流プラザの備品、特に遊具等は、市長から想定していなかったということですが、非常に長い期間があって、どの部屋をどういうふうにするかというようなことも全て計画で決まっておったわけですので、これは魅力を高めるための遊具の購入だと思いますので、これは指定管理者が指定管理者のノウハウとして自己の負担で行うべきことだというふうに私は考えます。

以上、3点の予算に納得ができないので、その他必要なものもありますけれども、今申し上げました3点について除いていただければ、私どもは賛成をいたしますので、現在のままでは賛成できないということで反対討論といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案61号、豊明市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立

場で討論します。

先ほども質問でちょっとお伝えしましたけど、共生交流プラザ内の児童発達センターやどんぐり関係で駐車場が不足になってきたため、約10台分の駐車場の拡張工事を行い、児童や保護者の安全に努めれるということもよく分かりましたし、オープン以来、先ほども言いましたが、予定より大変多くの方に来館していただき、追加でどういうものが要るようになったのか分かるようになってきましたので、急遽そういった備品、机、椅子、カーテンなど、事前では予測がつきにくかったものを手配できるということで賛成です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第61号の一般会計補正予算（第6号）の総務委員会の所管部分について、反対の立場で討論いたします。

このカラットの関連で、安全対策ということで分かるんですけども、質疑をやり取りでお聞きしていて、やはり初めの、市長も先ほど、オープンする前としてからで分かることがあるという御説明がございましたけれども、最初の設計の段階で、この部屋は、例えば子どもの遊び場のお部屋にしても、子どもが遊ぶということは分かっていますし、当事者の、関係する保育士さんとか、事前に設計士の方ときちんと打合せを綿密にされていれば、全てではないですけども、ここに今回上がってくるのがこれだけ多くなかったんじゃないかというふうに感じます。何でそこまで申し上げるかという、実施設計で2,800万も高い設計委託料を払って臨んできているわけですので、そういったところの部分にちょっと、いろんな数が多いので違和感を感じます。

ビオトープに関しても、現実的に駐車場が足りないよと。じゃ、ビオトープ、先ほど水のあるところの安全という御回答もありました。それで、駐車場がないよと。じゃ、ここを塞げば10台取れるねという、何か合理的過ぎるといのか、何か自分の中で、先ほど委員の中で緑地の部分のことも触れられていましたけれども、じゃ、どこかでまた補完、緑の部分、自然の潤いのある部分を補完するかという、そういうのも見られないのでちょっと違和感を感じます。

あと、光熱水費に関して、市役所でも節電をしていたりというのは感じているんですけども、このカラットの訪れたときにエアコンもがangan効いていまして、今後光熱水費、どういうふうになるか分からないんですけども、営業時間ももちろん長いので、今後そういう光熱費も随分かかってくると思います。そういった指定管理に出している施設へのそういった節電といのか、そういった指導、指摘も必要かなというふうに感じていますので、一言申し添えておきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、補正予算（第6号）の総務委員会所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正に関しては、メインになるのはこのカラットの備品購入とか整備の件かなというふうに思っているんですが、先ほどほかの議員が指定管理者に負担させるべきじゃないかというふうにおっしゃっていたんですけど、僕はちょっと違って、今、今回の指定管理者が入ったことによって、ここにはこういったものが必要なんだよというのが、運営して初めて分かってそういった指摘をいただいた。それに対して市のほうは、じゃ、そういったものを用意していくことによって、このカラットという施設が、今後そういった魅力がもう担保された状態で運営していくために今回整備する、備品を購入する、そういったふうに私は捉えております。また、これ、逆に指定管理者が負担した場合、じゃ、今度の次の更新とかで違う指定管理者が入った場合に、じゃ、またそれは引き上げるのって、また次に何かを入れるのと。これはちょっと合理的じゃないのかなというふうに私は考えております。

あと、ビオトープに関しても、私も市民の方から、あれ、どうかしたほうがいいんじゃないのかなとかという御相談もいただいておりますし、運営して初めて見つかる場所、もしくは運営して初めて方向性が決まって、じゃ、こうしていこうというのは、これ、施設運営上、往々にしてあることかなというふうに思っておりますので、理解しております。

指定管理料の増額で、これも子どもの見守りのスタッフも配置される、何よりも利用される方が喜ぶにはどうしたらいいのか、そういったものを考えた結果こうなっているのかなと。だから利用者目線に立ってやるべきことをやった結果、今回の補正になった、そういったふうに私は理解しておりますので賛成です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

カラットにつきまして、もうここ、この予算が今回補正で上がっておりますけれど、この補正の内容を見ましたら、全てやっぱり利用者のニーズとか、それと、管理している中での不具合とか、そういうことが直ちに補正予算で対応していただいておりますので、ここ

は逆に私は高く評価をしております。実際に利用者は想定以上の利用の方が利用されていますけれど、さらに利用者を増やそうとするならば、まだまだ修正を、実際運営する中で出てくる問題点がこれからも出ると思います。例えばいろんな教室がありますけれど、偏りが若干あるようでありますので、そういうようなところはより多くの市民の人のニーズに答えようとする、当初の想定以外の利用の仕方というのを変更もこれから出てくるんだろうと思います。そういうことも当初の織り込みになぜなかったんだという、そういうような質疑もありますけれど、これはそんなことは不可能だと思います。それはやっていく中でニーズに応じてどんどん変更していくと、走りながら変更していくという、そういう対応をすべきだと思います。したがって、これからの対応も市民のニーズに応じて、可能な限り素早く対応していただければ大変ありがたいと思っております。

それから、カラットも民間の指定管理ですけれど、これからは、私の基本的な考え方は、全てが行政がやるんじゃないんだと。やはり民間のノウハウなり活力を利用すべきだと思います。そういう観点でいけば、民間のアドバイザー、この予算についても非常に適切だと思っております。

そういうようなことから賛成討論とします。

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第61号のうち、本委員会所管分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 賛成多数であります。よって、議案第61号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願の審査に入りますが、請願と関係のない職員につきましては自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議ございませんので、請願と関係のない職員については自席待機といたします。

ここで、職員の入替え等で10分間休憩をいたします。

午前 11 時 10 分休憩

午後 11 時 20 分再開

○総務委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、請願第4号 安倍元首相の「国葬」の閣議決定撤回と中止を求める意見書の

提出を求める請願を議題といたします。

請願者の山盛様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。

○請願者 それでは、申し上げます。

国葬に関する報道は多々ありまして、弁護士、大学教授、マスコミなど、それぞれですが、その内容から一部紹介したいと思います。

岸田首相は国葬を決めた理由の1つに弔問外交を挙げているが、バイデン大統領、フランスのマクロン大統領に続き、ドイツのメルケル前首相といった名立たる国家首脳が不参加、参列希望殺到どころか、8月の中旬の締切りを大幅に過ぎても返事がないと外務省が困惑している。また、諸外国首脳は、弔意は示しても、日本で最も長く総理大臣を務めたというだけでわざわざ出向くまでもないと判断したのであろう。さらに、統一教会とつながったことも敬遠要因の1つとしています。国内新聞各社の調査で軒並み国葬反対が賛成を上回っていることも海外VIPに影響しているのだろう、などなどがありました。国葬反対を押し切るよりどころだった弔問外交も期待薄、国益、国民の利益が期待できない国葬に税金を使うべきではありません。

岸田首相は31日の記者会見で、自民党と旧統一教会との関係を断つと表明しました。霊感商法や合同結婚式、多額献金など社会問題を起こしてきた統一教会は、欧米では反社会的なカルトと認定されているようですから、当然のことでしょう。9月8日に岸田首相は、国葬について丁寧に説明すると言って閉会中審査に出席しました。テレビ中継を見ましたが、疑問や反対意見をはぐらかしたり同じ説明を繰り返したりと、丁寧とは程遠いようなものだとは感じました。

立憲民主党の質問で、過去の内閣法制局局长の見解を基に、国葬は三権の了承が必要ではないかに対して、法制局にも判断を仰ぎながら行政権の範囲内で判断したと回答していました。ちょっと調べてみると、2015年、安倍内閣が憲法9条の解釈を変更した安保法制の審議に際し、安倍首相は、事前に自分と同じ考えの外務省出身者を内閣法務局の長官に起用していたことが分かりました。この露骨な政治介入で、今の法制局は完全に壊れてしまったと言われていています。こうした状態で、多分ですが、忖度による判断がこの国葬を是とする根拠であったとすれば、全く説得力はありません。

共産党の質問で、自民党は旧統一教会との関係を断つと言いながら、深い関わりを持ってきた安倍元首相を国葬にすることは矛盾しているんじゃないかと追及しました。本人が亡くなっているから調査には限界があるを繰り返し、答えになっていなかったです。安倍氏と旧統一教会との関係を調べなければ、安倍政権の評価はできません。教団との関係が

明らかになれば、国葬反対がさらに強まるから隠しておきたい、そんな思いが見え隠れしています。こじつけ、ごまかし感を残したままの国葬は、日本人としてとても恥ずかしいです。

国葬反対の理由はこれだけではありません。長きにわたり世論を、民主主義を無視した安倍政権の独裁ぶりは目に余るものがあります。集団的自衛権の行使により、今まさに戦争に巻き込まれる恐怖と隣り合わせにいます。都合の悪いことは改ざん、忖度させる、日本を戦争できる国にした安倍氏を許さない、国葬などとんでもないという人も多くいます。

去る8日、英国女王が死去され、世界中から哀悼の声が寄せられています。国葬にふさわしいというのはこういう人なんだ、貢献とはこういうことをいうのだというふうに強く感じました。諸外国の安倍氏への弔意がどれほど薄っぺらか、岸田首相は感じ取るべきです。

安倍元首相の国葬中止を求める声は今も広がり続けています。議員の皆様のご理解と御賛同を求め、補足説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

本請願については紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いします。

郷右近 修議員、お願いします。

○郷右近 修議員 ありがとうございます。補足説明ということですが、自分の考えを明確に述べておきたいと思っております。

まず1つ目、暴力で命を奪うということは犯罪ですから、司法で裁かれて処罰されるべき事柄とまずは思っています。その上で、亡くなった人、とりわけ犯罪で命を奪われた人の葬儀が行われるということについて反対していることではありません。国葬という恣意的行為をするということについて反対をしています。

次に、安倍晋三氏は森友学園、加計学園や桜を見る会などの政治をゆがめたその疑惑、闇の当事者で、自分で明らかにしなかったと。本人が直接違法行為をしなくても、威嚇や圧力で行政の職員が忖度をするような、そんな状態の行政を生み出してしまっていたその責任者であったことが問われているんだと思っています。人格の面でいうと、国会での質問者に対して自分でやじを飛ばしながら、自分の街頭演説中のやじに対してはこんな人たちと国民や有権者を攻撃するなど、その人格は国葬に値しないと思っています。

日本で国葬ということそのものについても、法的には位置づけられていないということですが、簡単に一般的な受け止めでいうと、国葬は国とか国民が亡くなった人を弔うとい

うことであって、社会的・政治的立場を超えて全国民的に親しまれた人や生前の功績に対する尊敬が国葬という形になるという、そういうことだと思っています。本人の評価が賛否が二分されて、強い批判や非難がある人物を国葬にするということはそもそも誤りだと思っています。国葬の特別性を恣意的に利用するというのが、かえって国葬の価値を低くしてしまっているという深刻な矛盾に置かれているというふうに思っています。また、国葬と国民の弔意というのは一体のものだと先ほど述べたことから考えられますから、反対する人たちへの弔意を強制するものになるというのは間違いないと思います。民主主義の破壊だと思っているので、この請願に賛同を示すものです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 特にございませぬ。

○総務委員長（青木 亮議員） それでは、当局あるいは請願者へ質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 当局にも質問していいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） はい。

○ごとう 学委員 市役所とか市内の公共施設に半旗を掲げるというようなことは、何か対応を考えておられるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 弔意の表し方の1つである半旗については、現在市として行うという予定は現在ございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということであれば、次の質問も多分ないだろうと思いますけれども、従来ですと、例えば、これは全然性格が違いますけれども、終戦記念日などに黙禱をささげるように職員に働きかけるというようなことがありましたけれども、今回、この国葬に関してそういったようなことは、役所の中だけではなくて、行政全体の中でそういったようなことは考えておられるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） そういったことにつきまして、特に具体的に国から何らかの通知が来ているというものではないというふうに私のほうでは、私が知る限りではそういうふうに思っておりますし、また、それぞれの国からの説明、そういったものを鑑みる限り、行政として動くことは今のところはないという判断でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、請願第4号 安倍元首相の「国葬」の閣議決定撤回と中止を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

詳しくは本会議でやりますので簡単にしておきますが、安倍元首相の国葬には、法的根拠の問題とか、総額で16.6億円もお金がかかるとか、また、国民に弔意を事実上強制して思想良心の自由を侵害することになるんじゃないかとか、たくさん問題が指摘されておりますが、私は、一番の問題は、集団的自衛権の行使を実質的な改憲によって強引に認められた人の国葬であることが最大の問題であるというふうに考えます。この集団的自衛権は、同じく強引に制定された秘密保護法だとか、あるいは共謀罪だとか、そういったものと一体になって国民の目や耳を塞ぎ、自由を奪い取って、日本を本当に戦争ができる国、本当に戦争ができる国にしてしまいました。今、ウクライナを侵略しているロシアはまさにそういう状況で、日本も近い将来、アメリカと中国、あるいは北朝鮮との武力衝突に巻き込まれて、戦後75年間、平和憲法によって一人の死者も出なかった、戦死者も出なかった、それが戦争による死者がたくさん、これ、本当にたくさん私は出てくるようなことになりかねないというふうに思っております。安倍政権の害悪は多々ありますけれども、日本をこのような国にしてしまったことは絶対に許すことができません。そのような人間を、国民の税金を使って国葬にするなど、とんでもないというふうに思っております。やりたければ自民党や現内閣など、やりたい人たちだけでやっていただきたい。私は弔う気持ちさえ持っていない。そういうことを申し上げて、この請願に賛成の討論といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 請願第4号について、採択、賛成の立場で討論いたします。

安倍元首相が今までやられてきたことを数々振り返ってみましても、今のごとう委員の

反対討論にもありましたが、とても国葬という形で税を使って行うというのには承服しかねます。今の岸田首相も進め方の部分ですごく私物化しているんじゃないかというふうにも強く思いますし、国民のそういった意見を聞くなら謙虚に聞くべきだというふうにも思っております。また、先日の閉会中審査も、これもテレビとか報道からですけれども、見ていると、とても説明になっているとは思いませんでした。本当に国葬でやらないといけないその必要性というのは見て取れませんし、伝わってきませんでした。弔問外交という言葉も出てきていますけれども、なら十分内閣葬でもやれるというふうにも思います。

この安倍元首相の国葬に反対ということを議会から国に上げてくれという意見書ですけれども、見てみたら、神奈川県の葉山町というところが意見書を採択して既に提出しております。本市としても議会として意見書を出したい、出すべきだという考えがありますので、賛成といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 請願第4号の安倍元首相の「国葬」の閣議決定撤回と中止を求める意見書の提出を求める請願について、採択すべきという立場で討論をします。

今回テレビを見ておりましたら、岸田首相が国葬とする理由を4点上げているんですね。憲政史上最長の在任期間であった、経済と外交の実績を見てください、諸外国から弔意が多く来ています、選挙中の非業の死と、こういう4点を上げて、よって国葬という理由とされておりますけれど、正直、国民感情からいくと、安倍元首相は最長の在任期間に一体何をしたんだろうと。こういうことを考えた場合、素朴な国民感情等からいえば、最長期間が長かったゆえに、その間のおごりは目を覆いたくなるぐらいのやり方であったのではないかと。例えば森友、加計、桜を見る会、その中では貴い命まで犠牲になっている方がお見えになります。桜を見る会なんていうのは税金そのものの私物化と言えるんだろうと思います。今では旧統一教会の深い関係、これも指摘されております。このようなことから、国民の多くは世論調査では反対という声が賛成を上回っていると。さらに言えば、国会での手続の問題、経費の問題、いろいろありますけれど、これらのことからいくと、素朴に、誰が考えても素朴に考えれば、安倍元首相の葬儀は国葬には値しないと、こういうようなものと私は考えておりますので、この意見書は採択すべきと考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、この請願に対して、ちょっと私も意見を述べていきたいと思いま

す。詳しくは本会議場でやりますので、ここでは簡単に数点、話をしていきたいと思いません。

まず、安倍元総理でありますけども、民主党政権からまた政権交代して、あのとき私もいろいろ金融商品とかを見ていましたけども、一気に株価が上がって、当然また円も、今まで円高で来ていたのが円安の方向に向かっていく、日本の経済にとって非常に歓迎すべきような方向になっていった、そういった印象が当時ありました。また、東日本大震災の復興、これも自民政権がそちらを引き受けて、当然ではありますが復興に向かって尽力されてきたのではないかというふうに思っております。

こういった安倍元首相が銃撃事件により命を絶たれました。ここで、旧統一教会との話を織り交ぜて混同している、そういったのがメディアとかでもよく取り上げられておりますが、これは切り離して考えるべきだと私は思っております。この事件に関してもまだ公判すら行われていない、そんな状況の中で、何が悪い、何が悪い、こういった情報が何しろまだ公的に出ていない状態で決めつけるのもおかしい話なのかな、時期的に早いんじゃないのかな、私はそう思っております。いろいろと世論として、メディアの意見として出ておりますが、政治的な色を強く持ったメディアからの偏った意見、これが散見されております。果たして本当に国民全員、意見を聴取したらこういった結果になるのかどうか、私は本当に、これ、疑問に思っている次第でございます。

あとは、何を言っていこうかな、もう一つ、じゃ、私、この意見書案で気になった点1個、指摘させてもらいたいと思っておりますが、こちらの旧統一教会、反社会的とされる団体というふうに明記されております。私、別段、旧統一教会の人間でもないですし、擁護するつもりでもありませんが、反社会的勢力、これを規定する法律というのは、暴力団の対策法、または犯罪収益移転防止法、いわゆる指定暴力団、これに対象とする法律でしかないんですよ、定義づけるのは。よって、宗教団体を反社会的勢力と定義づける法律はありません。つまり法的根拠がない。宗教団体が反社会的勢力だというふうに定義づける、これ、法的根拠はないんです。また同時に、ここには法的根拠のない国葬の閣議決定の撤回と中止を要望する。これ、ダブルスタンダードですよ。これを意見書として出すのは、私、本市議会としてはどうなのかなというふうに、品位を欠くのかなというふうに思っております。

詳しくはもっと言いたいことはたくさんありますので、それは本会議場で申し述べることにしておきますが、大変悩みましたが、こちらの請願については、請願者の思いも分からないところもないことはありませんので、趣旨採択といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第4号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(青木 亮議員) 賛成多数であります。よって、請願第4号は賛成多数により、採決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査御苦労さまでした。

これにて総務委員会を閉会します。

午前11時41分閉会